

美濃加茂市監査委員告示第 2 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により美濃加茂市長から監査の結果に基づき措置を講じた内容の通知があったので、その内容を公表する。

令和 8 年 8 月 4 日

美濃加茂市監査委員 渡 邊 竜 彦
同 高 井 実 枝

1 対象の監査 令和 8 年度 5 月支払分の随時監査（財務監査）

2 監査実施日 令和 8 年 6 月 2 5 日

3 監査の結果を通知した日 令和 8 年 6 月 2 5 日

4 措置を講じた内容の通知を受けた日 令和 8 年 8 月 4 日

5 監査の結果及び講じた措置の内容

部署	監査の結果	措置の内容
上下水道課	【検討】 下水道事業会計補助金精算返還金及び下水道事業会計負担金精算変換金について、できるだけ返還額が過大にならないよう検討されたい。	随時監査で指摘を受けました資金の効率的な運用について検討し、下水道事業では次のとおり取り組むことにします。 現状、企業債の償還のある 3 月末から完了払いが集中し、資金需要が大きくなる 4 月にかけて、下水道事業会計の資金が一時的に不足する傾向にあります。このため、安定的な下水道事業の運営を継続するため、一般会計からの繰入金は必要不可欠なものです。しかしながら、繰入額及び返還額の適正化は重要な課題であり、返還額が過大とならないように、以下のとおり取り組みます。 1. 年間を通じての支払見込額をより精緻に算定すること で、必要な時期に必要な金額だけを繰り入れるよう見直しを図ること。

		<p>2. 資金需要予測に基づき、現在の繰り入れ時期・回数を最適な形に見直すことにより、下水道事業会計における資金効率の向上を図ること。</p> <p>3. これらの取り組みにより、下水道事業の安定運営を確保しつつ、資金効率を向上させ、一般会計への返還額を適切に削減できるよう努めること。</p>
--	--	--

美濃加茂市監査委員告示第 2 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により美濃加茂市長から監査の結果に基づき措置を講じた内容の通知があったので、その内容を公表する。

令和 8 年 9 月 1 4 日

美濃加茂市監査委員 渡 邊 竜 彦
同 高 井 実 枝

- 1 対象の監査 令和 8 年度 5 月支払分の随時監査（財務監査）
- 2 監査実施日 令和 8 年 6 月 2 5 日
- 3 監査の結果を通知した日 令和 8 年 6 月 2 5 日
- 4 措置を講じた内容の通知を受けた日 令和 8 年 9 月 1 0 日
- 5 監査の結果及び講じた措置の内容

部署	監査の結果	措置の内容
福祉課	【指導】 美濃加茂市結婚相談事業委託業務については、施行何に仕様書に基づいた業務ごとに積算した設計書を添付されたい。また、業務完了後は、契約書に記載のとおり、受託者から経費内訳書の提出を受け、適切に精算されたい。	今後、事業を行う際は、業務ごとに積算した設計書を作成します。また、経費内訳書の提出を受け、実績を精査したところ、未実施の項目にかかる委託料が支出されていたため、払い過ぎた経費については返還していただきました。